

平成30年度
第1回

介護保険運営協議会
地域密着型サービス運営委員会
地域包括支援センター運営協議会

日時 平成30年6月28日(木) 午後6時30分～
場所 阿久根市役所 第1会議室 (2階)

会 次 第

- 1 開会のことば
- 2 阿久根市介護長寿課長あいさつ
- 3 委嘱状の交付
- 4 阿久根市介護保険運営協議会
- 5 地域密着型サービス運営委員会
- 6 地域包括支援センター運営協議会
- 7 その他

介護保険運営協議会 資料

目次

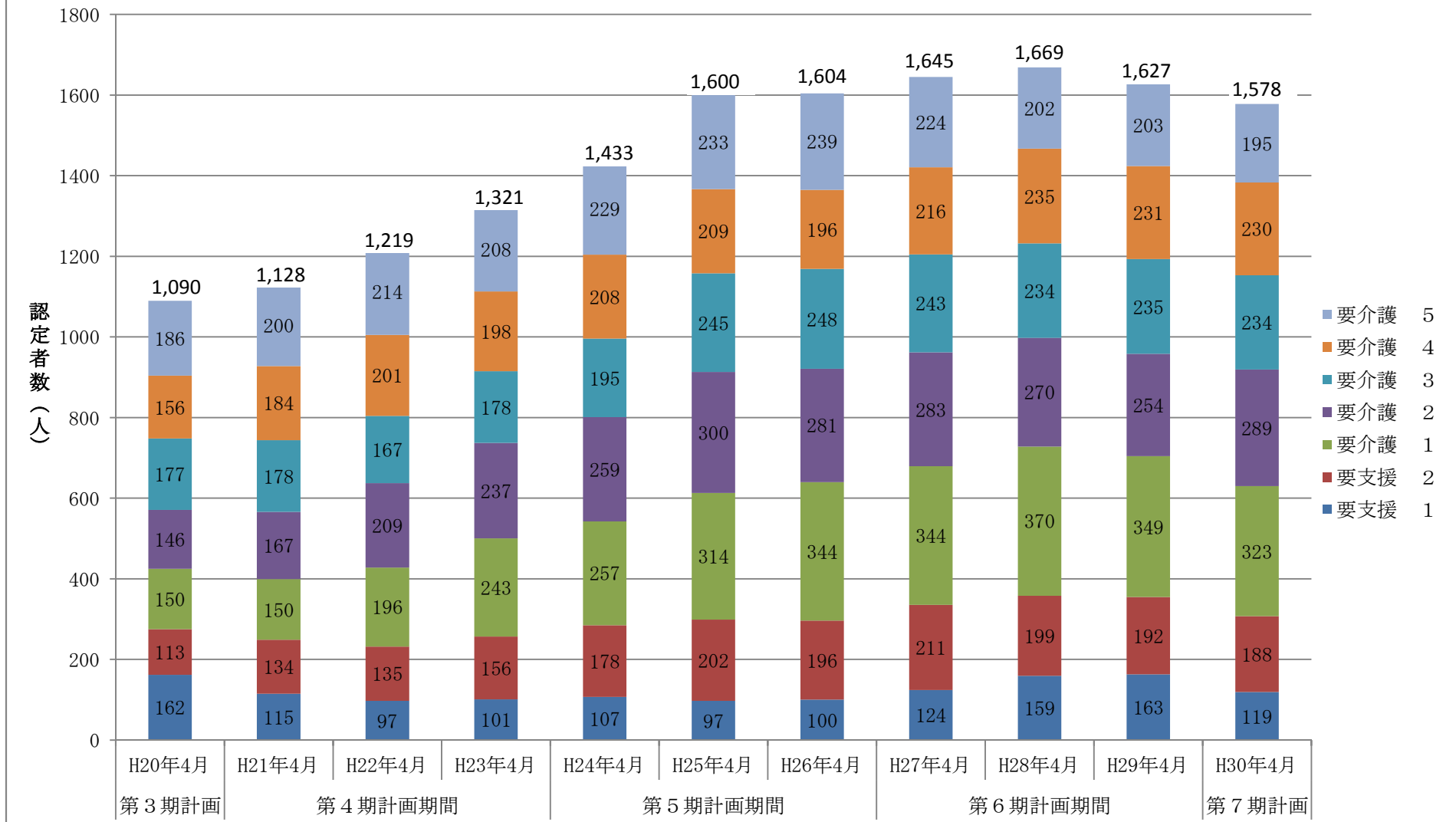
- 1 介護保険認定者数及び受給者数・・・・・・・・・・ 1 頁
- 2 平成29年度介護サービス給付実績・・・・・・・・・・ 3 頁
- 3 平成29年度介護保険給付費等の実績・・・・・・・・・・ 6 頁
- 4 平成29年度介護保険特別会計歳入歳出決算・・ 8 頁
- 5 介護保険事業に係る休廃止について・・・・・・・・・・ 9 頁
- 6 介護保険事業所の指定更新について・・・・・・・・・・ 9 頁
- 7 指定居宅サービス事業所の指定について・・・・・・・・ 9 頁
- 8 今後の介護保険事業について・・・・・・・・・・ 10 頁

1 介護保険認定者数及び受給者数

(単位：人)

区 分	第3期計画	第4期計画期間			第5期計画期間			第6期計画期間			第7期計画	
	H20年4月	H21年4月	H22年4月	H23年4月	H24年4月	H25年4月	H26年4月	H27年4月	H28年4月	H29年4月	H30年4月	
認定	住民登録者数	24,595	24,206	23,887	23,526	23,140	22,761	22,401	22,093	21,720	21,243	20,814
	内65歳以上者	8,280	8,259	8,252	8,143	8,106	8,135	8,194	8,244	8,280	8,190	8,196
	第1号被保険者数	8,228	8,208	8,198	8,087	8,050	8,079	8,104	8,190	8,208	8,163	8,132
	内認定者数	1,054	1,095	1,197	1,296	1,409	1,573	1,578	1,621	1,643	1,598	1,552
	認定率 (%)	12.81	13.34	14.60	16.03	17.50	19.47	19.47	19.79	20.02	19.58	19.09
	第2号被保険者中被認定者数	36	33	22	25	24	27	26	24	26	29	26
	認定者総数 A	1,090	1,128	1,219	1,321	1,433	1,600	1,604	1,645	1,669	1,627	1,578
認定者区分	要支援 1	162	115	97	101	107	97	100	124	159	163	119
	要支援 2	113	134	135	156	178	202	196	211	199	192	188
	要支援合計	275	249	232	257	285	299	296	335	358	355	307
	要介護 1	150	150	196	243	257	314	344	344	370	349	323
	要介護 2	146	167	209	237	259	300	281	283	270	254	289
	要介護 3	177	178	167	178	195	245	248	243	234	235	234
	要介護 4	156	184	201	198	208	209	196	216	235	231	230
	要介護 5	186	200	214	208	229	233	239	224	202	203	195
	要介護合計	815	879	987	1,064	1,148	1,301	1,308	1,310	1,311	1,272	1,271
(2カ月遅れ) 受給	在宅介護(介護予防)サービス	607	641	708	779	829	928	917	940	949	912	809
	地域密着型(介護予防)サービス	86	96	99	98	102	144	187	216	241	280	269
	施設介護サービス	275	273	278	277	278	307	301	297	288	301	298
	受給者総数 B	968	1,010	1,085	1,154	1,209	1,379	1,405	1,453	1,478	1,493	1,376
	受給率 (B/A)	88.81	89.54	89.01	87.36	84.37	86.19	87.59	88.33	88.56	91.76	87.20

介護認定者数の区分別推移



2 平成29年度介護サービス給付実績

(1) 居宅介護サービス給付費

単位：件，円

項 目	平成29年度		平成28年度		対前年度比	
	件数	決算額	件数	決算額	件数	決算額
訪問介護	1,916	87,932,843	2,035	87,587,776	▲ 119	345,067
訪問入浴介護	91	6,551,469	135	8,492,166	▲ 44	▲ 1,940,697
訪問看護	965	34,044,328	925	29,330,895	40	4,713,433
訪問リハビリテーション	196	6,074,553	221	6,971,602	▲ 25	▲ 897,049
通所介護	1,876	124,320,109	1,965	121,493,755	▲ 89	2,826,354
通所リハビリテーション	2,534	190,258,098	2,615	192,376,069	▲ 81	▲ 2,117,971
福祉用具貸与	4,573	59,968,621	4,897	64,160,767	▲ 324	▲ 4,192,146
短期入所生活介護	583	44,909,929	597	44,073,037	▲ 14	836,892
短期入所療養介護（老健）	248	14,604,973	274	17,864,877	▲ 26	▲ 3,259,904
短期入所療養介護（療養型）	0	0	0	0	0	0
居宅療養管理指導	803	4,639,721	757	3,841,001	46	798,720
特定施設入居者生活介護	585	110,674,398	523	95,890,966	62	14,783,432
合 計	14,370	683,979,042	14,944	672,082,911	▲ 574	11,896,131

(2) 地域密着型介護サービス給付費

単位：件，円

項 目	平成29年度		平成28年度		対前年度比	
	件数	決算額	件数	決算額	件数	決算額
認知症対応型通所介護	12	993,753	31	2,884,248	▲ 19	▲ 1,890,495
小規模多機能型居宅介護	817	162,147,856	867	173,414,336	▲ 50	▲ 11,266,480
小規模多機能型居宅介護（短期利用）	3	56,493	0	0	3	56,493
認知症対応型共同生活介護	1,180	281,797,676	1,184	280,887,241	▲ 4	910,435
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	737	192,334,096	739	178,676,028	▲ 2	13,658,068
地域密着型通所介護	513	33,646,374	476	30,045,402	37	3,600,972
合 計	3,262	670,976,248	3,297	665,907,255	▲ 35	5,068,993

(3) 施設介護サービス給付費

単位：件，円

項 目	平成29年度		平成28年度		対前年度比	
	件数	決算額	件数	決算額	件数	決算額
介護老人福祉施設サービス	1,268	301,856,896	1,218	299,194,700	50	2,662,196
介護老人保健施設サービス	2,165	561,462,691	2,167	555,266,549	▲ 2	6,196,142
介護療養型医療施設サービス	184	57,709,708	243	59,184,428	▲ 59	▲ 1,474,720
特定診療費	181	6,912,947	234	6,118,083	▲ 53	794,864
合 計	3,798	927,942,242	3,862	919,763,760	▲ 64	8,178,482

(4) 居宅介護（予防）福祉用具購入費

単位：件，円

項 目	平成29年度		平成28年度		対前年度比	
	件数	決算額	件数	決算額	件数	決算額
居宅介護福祉用具購入費	69	1,604,878	105	2,502,855	▲ 36	▲ 897,977
居宅予防福祉用具購入費	31	599,220	39	838,710	▲ 8	▲ 239,490
合 計	100	2,204,098	144	3,341,565	▲ 44	▲ 1,137,467

(5) 居宅介護（予防）住宅改修費

単位：件，円

項 目	平成29年度		平成28年度		対前年度比	
	件数	決算額	件数	決算額	件数	決算額
居宅介護住宅改修費	69	3,656,079	83	5,266,029	▲ 14	▲ 1,609,950
居宅予防住宅改修費	49	3,526,293	44	2,288,919	5	1,237,374
合 計	118	7,182,372	127	7,554,948	▲ 9	▲ 372,576

(6) 居宅介護（予防）サービス計画給付費

単位：件，円

項 目	平成29年度		平成28年度		対前年度比	
	件数	決算額	件数	決算額	件数	決算額
居宅介護サービス計画給付費	6,386	93,843,916	6,609	91,417,705	▲ 223	2,426,211
介護予防サービス計画給付費	2,481	10,832,602	3,141	14,219,312	▲ 660	▲ 3,386,710
合 計	8,867	104,676,518	9,750	105,637,017	▲ 883	▲ 960,499

(7) 介護予防サービス給付費

単位：件，円

項 目	平成29年度		平成28年度		対前年度比	
	件数	決算額	件数	決算額	件数	決算額
介護予防短期入所生活介護	25	504,513	12	377,669	13	126,844
介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）	0	0	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	42	267,363	56	319,464	▲ 14	▲ 52,101
介護予防特定施設入居者生活介護	32	2,266,551	53	4,103,658	▲ 21	▲ 1,837,107
介護予防訪問介護	751	12,975,911	1,471	25,402,256	▲ 720	▲ 12,426,345
介護予防訪問看護	107	2,283,381	130	2,891,175	▲ 23	▲ 607,794
介護予防訪問リハビリテーション	40	817,740	37	651,420	3	166,320
介護予防通所介護	668	19,376,023	1,325	37,311,200	▲ 657	▲ 17,935,177
介護予防通所リハビリテーション	407	13,689,720	436	14,173,763	▲ 29	▲ 484,043
介護予防福祉用具貸与	1,450	9,451,455	1,641	11,121,941	▲ 191	▲ 1,670,486
合 計	3,522	61,632,657	5,161	96,352,546	▲ 1,639	▲ 34,719,889

(8) 地域密着型介護予防サービス給付費

単位：件，円

項 目	平成29年度		平成28年度		対前年度比	
	件数	決算額	件数	決算額	件数	決算額
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	101	6,813,153	93	6,489,441	8	323,712
介護予防認知症対応型共同生活介護	3	329,382	5	591,174	▲ 2	▲ 261,792
合 計	104	7,142,535	98	7,080,615	6	61,920

(9) 審査支払手数料

単位：件，円

項 目	平成29年度		平成28年度		対前年度比	
	件数	決算額	件数	決算額	件数	決算額
審査支払手数料	33,623	1,709,032	36,566	2,237,926	▲ 2,943	▲ 528,894

(10) 高額介護（予防）サービス費

単位：件，円

項 目	平成29年度		平成28年度		対前年度比	
	件数	決算額	件数	決算額	件数	決算額
高額介護サービス費	6,088	63,775,071	6,391	65,728,059	▲ 303	▲ 1,952,988
現物給付分	151	1,741,287	184	2,276,018	▲ 33	▲ 534,731
償還払分	5,937	62,033,784	6,207	63,452,041	▲ 270	▲ 1,418,257
高額介護予防サービス費	76	95,991	85	134,481	▲ 9	▲ 38,490
現物給付分	0	0	0	0	0	0
償還払分	76	95,991	85	134,481	▲ 9	▲ 38,490
合 計	6,164	63,871,062	6,476	65,862,540	▲ 624	▲ 3,982,956

(11) 高額医療合算介護（予防）サービス費

単位：件，円

項 目	平成29年度		平成28年度		対前年度比	
	件数	決算額	件数	決算額	件数	決算額
高額医療合算介護サービス費	246	6,216,569	270	6,376,920	▲ 24	▲ 160,351
高額医療合算介護予防サービス費	7	44,283	5	33,519	2	10,764
合 計	253	6,260,852	275	6,410,439	▲ 22	▲ 149,587

(12) 特定入所者介護（予防）サービス費

単位：件，円

項 目	平成29年度		平成28年度		対前年度比	
	件数	決算額	件数	決算額	件数	決算額
特定入所者介護サービス費	4,116	135,812,580	4,123	139,295,540	▲ 7	▲ 3,482,960
特定入所者介護予防サービス費	4	20,420	5	19,010	▲ 1	1,410
合 計	4,120	135,833,000	4,128	139,314,550	▲ 8	▲ 3,481,550

(13) 介護給付費総計

単位：件，円

項 目	平成29年度		平成28年度		対前年度比	
	件数	決算額	件数	決算額	件数	決算額
介護給付費総計	78,301	2,673,409,658	84,828	2,691,546,072	▲ 6,527	▲ 18,136,414

3 平成29年度介護保険給付実績（千円未満四捨五入）

単位：千円

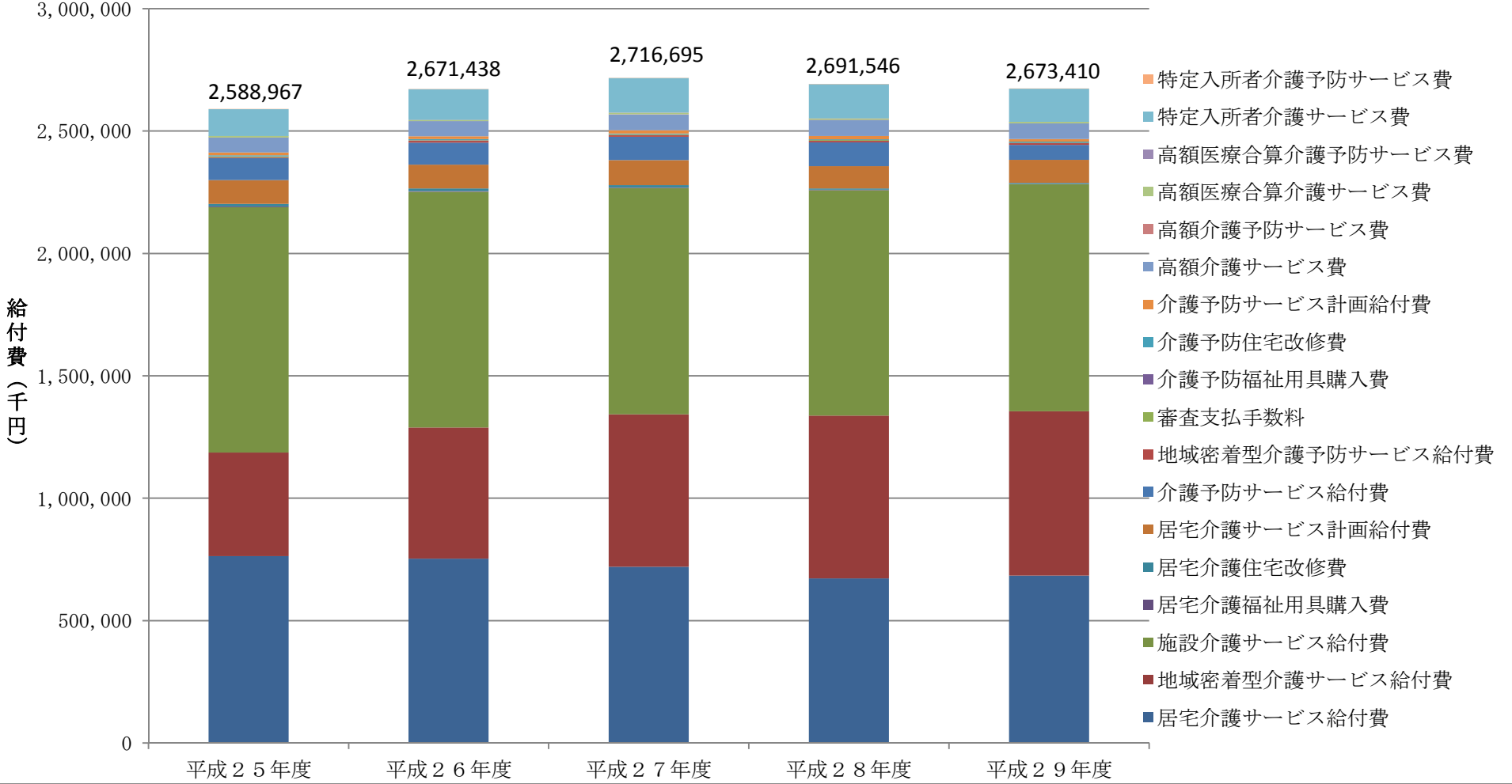
介護給付費	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	給付費	対前年度	給付費	対前年度	給付費	対前年度	給付費	対前年度	給付費	対前年度
居宅介護サービス給付費	763,494	▲ 19,698	752,706	▲ 10,788	720,403	▲ 32,303	672,083	▲ 48,320	683,979	▲ 11,896
地域密着型介護サービス給付費	423,079	59,330	536,560	▲ 113,481	622,663	86,103	665,907	43,244	670,976	5,069
施設介護サービス給付費	1,002,641	55,834	962,878	▲ 39,763	924,586	▲ 38,292	919,764	▲ 4,822	927,942	8,178
居宅介護福祉用具購入費	3,095	▲ 158	2,644	▲ 451	2,055	▲ 589	2,503	448	1,605	▲ 898
居宅介護住宅改修費	10,314	▲ 1,824	10,960	646	9,563	▲ 1,397	5,266	▲ 4,297	3,656	▲ 1,610
居宅介護サービス計画給付費	96,771	3,419	97,432	661	102,479	5,047	91,418	▲ 11,061	93,844	2,426
介護予防サービス給付費	90,246	▲ 1,170	89,884	▲ 362	94,325	4,441	96,353	2,028	61,633	▲ 34,720
地域密着型介護予防サービス給付費	2,985	▲ 623	6,657	3,672	7,768	1,111	7,081	▲ 687	7,143	62
審査支払手数料	3,028	28	2,317	▲ 711	2,644	327	2,238	▲ 406	1,709	▲ 529
介護予防福祉用具購入費	852	▲ 183	731	▲ 121	698	▲ 33	839	141	599	▲ 240
介護予防住宅改修費	4,371	▲ 554	4,068	▲ 303	2,283	▲ 1,785	2,289	6	3,526	1,237
介護予防サービス計画給付費	11,352	185	12,014	662	13,918	1,904	14,219	301	10,833	▲ 3,386
高額介護サービス費	61,290	2,647	62,138	848	64,646	2,508	65,728	1,082	63,775	▲ 1,953
高額介護予防サービス費	40	▲ 80	139	99	116	▲ 23	134	18	96	▲ 38
高額医療合算介護サービス費	5,578	143	5,161	▲ 417	7,121	1,960	6,377	▲ 744	6,217	▲ 160
高額医療合算介護予防サービス費	21	15	20	▲ 1	38	18	34	▲ 4	44	10
特定入所者介護サービス費	109,734	14,827	125,047	15,313	141,337	16,290	139,296	▲ 2,041	135,813	▲ 3,483
特定入所者介護予防サービス費	78	▲ 42	81	3	52	▲ 29	19	▲ 33	20	1
合 計	2,588,967	151,490	2,671,438	82,471	2,716,695	45,257	2,691,546	▲ 25,149	2,673,410	▲ 18,136

平成29年度介護予防・生活支援サービス事業費実績（千円未満四捨五入）

単位：千円

地域支援事業費	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	給付費	対前年度	給付費	対前年度	給付費	対前年度	給付費	対前年度	給付費	対前年度
みなし型訪問介護									10,986	—
緩和型訪問介護									1,754	—
みなし型通所介護									13,951	—
緩和型通所介護									913	—
ケアマネジメント事業									2,801	—
高額介護予防サービス費									46	—
審査支払手数料									134	—
合 計									30,585	—

阿久根市の介護給付費推移



4 平成29年度介護保険特別会計歳入歳出決算

歳入

単位：千円

款	項	平成29年度 決算	平成28年度 決算	増 減
保険料	介護保険料	471,159	466,820	4,339
使用料及び手数料	使用料	0	0	0
	手数料	39	52	▲ 13
	小 計	39	52	▲ 13
国庫支出金	国庫負担金	536,863	507,745	29,118
	国庫補助金	312,401	308,546	3,855
	小 計	849,264	816,291	32,973
支払基金交付金	支払基金交付金	764,702	758,640	6,062
県支出金	県負担金	396,307	394,800	1,507
	県補助金	19,505	12,352	7,153
	小 計	415,812	407,152	8,660
財産収入	財産運用収入	165	73	92
繰入金	一般会計繰入金	449,979	441,512	8,467
	基金繰入金	25,966	6,000	19,966
	小 計	475,945	447,512	28,433
繰越金	繰越金	76,255	51,390	24,865
諸収入	延滞金加算金及び過料	62	108	▲ 46
	市預金利子	0	0	0
	雑入	3,882	3,024	858
	小 計	3,944	3,132	812
歳 入 合 計		3,057,285	2,951,062	106,223

歳出

単位：千円

款	項	平成29年度 決算	平成28年度 決算	増 減
総務費	総務管理費	45,542	44,147	1,395
	徴収費	452	447	5
	介護認定審査会費	29,689	30,083	▲ 394
	趣旨普及費	0	0	0
	小 計	75,683	74,677	1,006
保険給付費	介護サービス等諸費	2,382,003	2,356,940	25,063
	介護予防サービス等諸費	83,733	120,780	▲ 37,047
	その他諸費	1,709	2,238	▲ 529
	高額介護サービス等費	63,871	65,863	▲ 1,992
	高額医療合算介護サービス等費	6,261	6,410	▲ 149
	特定入所者介護サービス等費	135,833	139,315	▲ 3,482
	小 計	2,673,410	2,691,546	▲ 18,136
地域支援事業費	介護予防・生活支援サービス事業費	37,726	0	37,726
	一般介護予防事業費	10,629	14,405	▲ 3,776
	包括的支援事業・任意事業費	48,823	42,488	6,335
	その他諸費	134		134
	小 計	97,312	56,893	40,419
基金積立金	介護保険基金積立金	45,657	29,037	16,620
公債費	公債費	0	0	0
諸支出金	償還金及び還付加算金	30,026	16,978	13,048
	繰出金	10,258	5,677	4,581
	小 計	40,284	22,655	17,629
予備費	予備費	0	0	0
歳 出 合 計		2,932,346	2,874,808	57,538

5 介護保険事業に係る休廃止について(北薩地域振興局管内)

(1) 休 止

事業所名	サービスの種類	休止予定期間
訪問介護ステーションはすのみ	訪問介護	平成30年4月1日～ 平成30年9月30日
居宅介護支援事業所はすのみ	居宅介護支援	平成30年4月1日～ 平成31年3月31日

(2) 廃 止

事業所名	サービスの種類	廃止年月日
みなみリハビリ訪問看護ステーション	訪問看護 介護予防訪問看護	平成29年9月30日
ヘルパーステーション桃の家	訪問介護 介護予防訪問介護	平成30年2月28日
訪問看護ステーション桃の家	訪問看護 介護予防訪問看護	平成30年2月28日

6 介護保険事業所の指定更新について(県指定)

事業所名	サービスの種類	更新年月日 有効期間満了日
阿久根市社会福祉協議会訪問入浴 介護事業所	介護予防訪問入浴介護	平成30年4月1日 平成36年3月31日
グリーンフォレストみかさ訪問看護ス テーション	介護予防訪問看護	平成30年4月1日 平成36年3月31日
タートルシルバージュップ雅鹿児島店	特定福祉用具販売・特定 介護予防福祉用具販売	平成30年4月1日 平成36年3月31日
タートルシルバージュップ雅鹿児島店	介護予防福祉用具貸与	平成30年4月1日 平成36年3月31日
阿久根訪問看護ステーション	介護予防訪問看護	平成30年4月1日 平成36年3月31日
特別養護老人ホーム桜ヶ丘荘	介護予防短期入所生活 介護	平成30年4月1日 平成36年3月31日

7 指定居宅サービス事業所の指定について(県指定)

事業所名	サービスの種類	指定期間
サービス付き高齢者向け住宅ひかり	特定施設入居者生活介 護・介護予防特定施設入 居者生活介護	平成30年4月1日～ 平成36年3月31日

8 今後の介護保険事業について

- ① 高額医療介護合算サービス費の見直し(平成30年8月)
 <現行>

所得要件	算定基準額
現役並み所得者(課税所得145万円以上)	67万円
一般所得者	56万円

<改正後>

所得要件	算定基準額
課税所得690万円以上	212万円
課税所得380万円以上	141万円
課税所得145万円以上	67万円(据え置き)
一般所得者	56万円(据え置き)

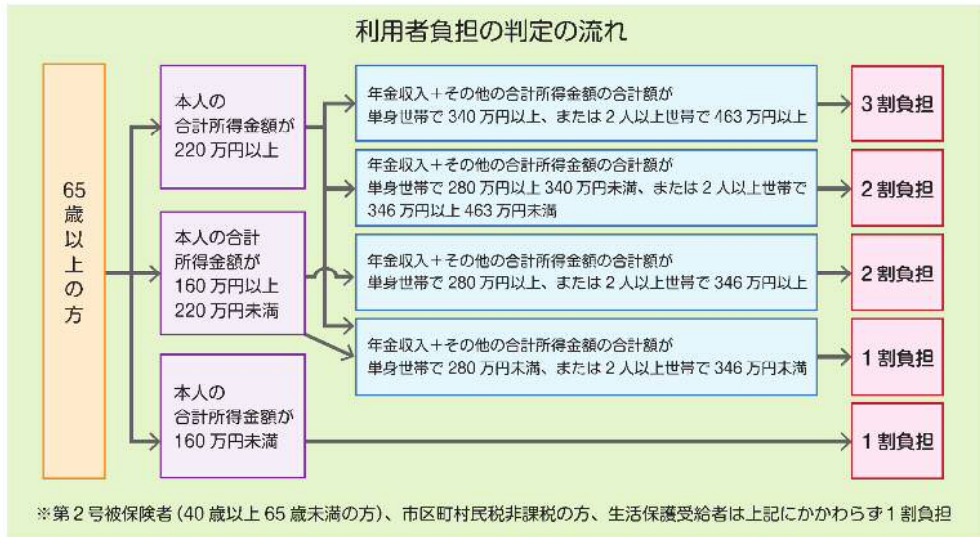
※ 平成30年8月1日から平成31年7月31日までのサービス分から適用

- ② 福祉用具の見直し(平成30年10月)
- ・ 国が商品ごとに全国平均貸与価格を把握し公表する。
 - ・ 福祉用具専門相談員に対し、貸与しようとする商品の特徴や貸与価格と併せて当該商品の全国平均貸与価格等を利用者に説明すること、機能や価格帯の異なる複数商品を提示することを義務付ける。
 - ・ 商品ごとに貸与価格の上限を設定する。
- ③ 住宅改修の見直し(見直しに係る具体的な手法について検討していく)
- ・ 事前申請時に利用者が保険者に提出する見積書類の様式(改修内容、材料費、施工費等の内訳が明確に把握できるもの)を国が示す。
 - ・ 複数の住宅改修事業者から見積もりを取るよう、ケアマネージャーが利用者に説明する。
 - ・ 建築の専門家や福祉の専門職が適切に関与している事例や、住宅改修事業者への研修会を行っている事例等保険者の取り組みの好事例を広く展開する。
- ④ 実地指導について
- ・ 平成30年度から、居宅介護支援事業者の指定権限が都道府県から市町村に移譲したことに伴い、実地指導を実施します。

計画事業所	実施予定期間
阿久根市社会福祉協議会	平成30年9月～平成31年3月
KICプラン	
グリーンフォレストみかさ	
居宅介護支援事業所 桃の家	
北国医院	平成29年度に県が実施

⑤ 現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し(平成30年8月～)

- ・ 世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。ただし、月額44,400円の負担上限あり。



地域密着型サービス運営委員会 資料

目次

- 1 市指定施設について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 頁
- 2 実地指導について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 頁
- 3 施設整備について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 頁

1 市指定施設について

市内

平成30年6月28日現在

事業所名	サービスの種類	定員	指定年月日	有効期間満了日
グループホーム はまゆう	認知症対応型共同 生活介護	18名	平成30年3月20日	平成36年3月19日
グループホーム 桃の家	認知症対応型共同 生活介護	18名	平成26年6月12日	平成32年6月11日
グループホーム はまなす	認知症対応型共同 生活介護	18名	平成26年6月13日	平成32年6月12日
グループホーム 風の詩	認知症対応型共同 生活介護	9名	平成27年3月23日	平成33年3月22日
グループホーム 風の丘	認知症対応型共同 生活介護	9名	平成27年10月24日	平成33年10月23日
ふれあいホーム 花	認知症対応型共同 生活介護	18名	平成28年3月3日	平成34年3月2日
グループホーム ポインタ	認知症対応型共同 生活介護	9名	平成28年5月24日	平成34年5月23日
小規模多機能ホーム 昴和苑	小規模多機能型居 宅介護	25名	平成30年4月1日	平成36年3月31日
小規模多機能ホーム コミュニティの杜	小規模多機能型居 宅介護	29名	平成30年4月1日	平成36年3月31日
小規模多機能ホーム 希望の杜 脇本	小規模多機能型居 宅介護	29名	平成25年9月1日	平成31年8月31日
特別養護老人ホーム 満青	小規模介護老人福 祉施設	29名	平成25年10月1日	平成31年9月30日
特別養護老人ホーム あかり	小規模介護老人福 祉施設	29名	平成26年11月1日	平成32年10月31日
デイサービス 桃の家	通所介護	18名	平成26年2月1日	平成32年1月31日
デイサービスセンター 緑風荘	通所介護	18名	平成26年4月1日	平成32年3月31日

市外

事業所名	サービスの種類	定員	指定年月日	有効期間満了日
デイサービス いきいきハウス東郷	認知症対応型通所 介護	12名	平成28年6月1日	平成34年5月31日
地域密着型介護老人 福祉施設 はまかぜ園	小規模介護老人福 祉施設	29名	平成26年4月1日	平成32年3月31日
特別養護老人ホーム 出水の里ユニット	小規模介護老人福 祉施設	29名	平成26年4月1日	平成32年3月31日
デイサービスセンター 出水の里さつき	認知症対応型通所 介護	12名	平成26年6月25日	平成32年6月24日

※ 市外の施設については、施設所在市町長と協議し、承諾のうえで指定・利用ができます。

2 実地指導について

実地指導とは

介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう、介護保険法第23条、第78条の6、第115条の15、第115条の24の規定による報告及びそれに基づく措置として、指定地域密着型サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者、指定介護予防支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者に対して行う保険給付及び予防給付に係る地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス等の内容並びに介護給付等に係る費用の請求に関する指導について、基本的事項を定めることにより、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的として実施しています。

平成29年度実績

市単独実地指導

施設名	サービスの種類	実施日
グループホーム 風の丘	認知症対応型共同生活介護	平成29年12月21日
グループホーム ポインタ	認知症対応型共同生活介護	平成29年12月22日
小規模多機能ホーム 昂和苑	小規模多機能型居宅介護	平成30年3月5日

平成30年度実施計画

市単独実地指導

施設名	サービスの種類	実施日
グループホーム はまゆう	認知症対応型共同生活介護	平成30年9月～ 平成31年3月
グループホーム 桃の家	認知症対応型共同生活介護	
デイサービスセンター 緑風荘	通所介護	
デイサービス 桃の家	通所介護	
小規模多機能ホーム 希望の杜脇本	小規模多機能型居宅介護	
特別養護老人ホーム 満青	小規模介護老人福祉施設	

県単独実地指導

北薩地域振興局管内では薩摩川内市が対象となっており、阿久根市内の事業所は平成31年度以降に計画されています。

縣市合同指導

今後、北薩地域振興局と協議し決定していきます。

3 施設整備について

第7期高齢者保健福祉計画に基づき、平成30年度から認知症対応型通所介護の整備に係る事業者を公募します。

補助金

施設整備に関する事業費:11,300千円

空き家を活用した整備支援事業費:8,500千円

準備事業費:0円

※ 認知症対応型通所介護

認知症の利用者を対象にした専門的なケアを提供するサービスで、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、認知症の利用者が通所介護の施設(デイサービスセンターやグループホームなど)に通い、施設では、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービスなどを日帰りで提供することにより、自宅にこもりきりの利用者の社会的孤立感の解消や心身機能の維持回復だけでなく、家族の介護の負担軽減などを目的として実施します。施設は利用者の自宅から施設までの送迎も行います。

※ 北薩地域振興局管内の認知症対応型通所介護施設

出水市

デイサービスセンター出水の里さつき

デイサービスセンター野田の郷

デイサービスいこい

デイサービス希望

鶴寿園デイサービスセンターこすもす

薩摩川内市

NPO法人ぬくもりの家

デイサービスわが家

デイサービスひらさ

デイサービスセンターあゆみの家

デイサービス風楽の家

デイサービス木もれび

デイサービスセンターみどり

介護サービスセンター水引 デイサービスてるてる

認知症対応型デイサービスいきいきハウス東郷

地域包括支援センター運営協議会資料

目次

- 1 平成29年度 地域包括支援センターの事業実績と評価
・・・・・・・・ 1頁
- 2 平成29年度 地域包括支援センターの歳入歳出決算状況
・・・・・・・・ 9頁
- 3 平成30年度 地域包括支援センターの運営方針・・・・・・・・ 10頁
- 4 認知症初期集中支援チーム員名簿・・・・・・・・ 18頁

1 平成29年度 地域包括支援センターの事業実績と評価

(1) 包括的支援事業

ア 総合相談支援業務

■事業内容

地域包括支援センターが、高齢者の様々な相談を受ける身近な「総合相談窓口」であるということの周知を図った（表1及び表2参照）。

- ・ 地域包括支援センターの業務内容を市ホームページへ掲載した。
- ・ 民生委員や区長，関係機関（福祉事務所，警察，医療機関等）との連携を図った。
- ・ 出前講座を開催した（5回実施）。
- ・ 市内の3居宅介護支援事業所へ委託し，定期的に状態把握が必要な高齢者宅への訪問による実態把握を行った。（表3参照）

■今後の課題等

- ・ 市民，関係機関からの相談等に基づき高齢者宅を訪問し，状況確認のうえ関係機関へつなぐ等，情報共有を図りながら支援を行ったが，問題が複雑化しているケースが多く，また，複数のケースを同時に対応しなければならないことも多くなってきている。
- ・ 関係機関につなぐ際にも中長期的な関わりが必要な事例が多くなっており，フォロー体制の確立が課題である。
- ・ 介護・日常生活に関する相談のうち，認知症に関する相談が最も多く，認知症高齢者が増加する中，相談内容は複雑・多様化してきており，個別の対応，関係機関との連絡調整等，速やかに対応できる体制づくりが必要である。

（表1）総合相談件数

年 度	H29	H28	増 減
実人員	228人 (75)	160人 (56)	68 (19)
延べ人員	274人 (82)	267人 (80)	7 (2)
延べ件数	286件 (86)	282件 (81)	4 (5)

※()内の数値は，訪問人員数及び件数

（表2）相談内容別

相 談 内 容	相 談 件 数 (件)		
	H29年度	H28年度	増 減
① 介護・日常生活	134	137	▲ 3
② 高齢者福祉サービス	11	3	8
③ 介護保険サービス	71	90	▲ 19
④ 医療	13	12	1
⑤ 所得・家庭	12	2	10
⑥ 家庭訪問	4	0	4
⑦ 高齢者虐待	8	15	▲ 7
⑧ 権利擁護・成年後見	0	2	▲ 2
⑨ 消費者被害	0	0	0
⑩ その他	33	21	12
合 計	286	282	4

（表3）実態把握業務（委託分）

事 業 所 名	対 象 者 数	訪 問 件 数
社会福祉協議会	6名	10件
昴和会	9名	25件
黒木会	6名	17件
合 計	21名	52件

イ 権利擁護業務

■事業内容

虐待の早期発見・早期介入を図るため、次の業務を行った。

- ・ 高齢者見守りネットワーク構築に向け、地域での協力者の把握を行った。
- ・ 成年後見制度に関する事業所研修会を開催した（1事業所（昴和苑）で実施）。
- ・ 高齢者虐待のケースについて早期に介入し、福祉事務所へ報告するとともに、介護支援専門員への支援等を行った。
- ・ 警察や消費生活相談センターと連携し、うそ電話詐欺や消費者被害防止の支援を行った。

■今後の課題等

- ・ 近年、高齢者虐待に関する相談が増加してきており、その対応には専門的な知識・判断を必要とするため、関係機関と連携を図りながらの対応が必要である。
- ・ 高齢者虐待を未然に防ぐための予防的な取組みが必要である。

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント業務

■事業内容

居宅介護支援事業所等の介護支援専門員との信頼関係構築及び地域包括支援センターに相談しやすい環境づくりとケアマネジメント業務の後方支援を次のとおり実施した。

- ・ 市内の介護支援専門員を対象に研修会を開催し、介護保険法の改正内容や介護支援専門員資格の更新に係る研修内容改正等について情報提供を行った。
- ・ 居宅介護支援事業所の介護支援専門員からの相談を受け付け、支援を行った。
- ・ 市内各居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員連絡会を開催した。

■今後の課題等

市内介護支援専門員の研修会を主任介護支援専門員と今後も連携して取り組み、多様な住民ニーズに応えられるよう、さらなる資質の向上を図る必要がある。

(表4) 居宅介護支援専門員からの相談実績

(単位：件)

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
H29	3	3	0	0	3	1	1	0	9	6	5	2	33
H28	7	0	3	2	0	0	5	8	5	11	1	0	42
増減	▲4	3	▲3	▲2	3	1	▲4	▲8	4	▲5	4	2	▲9

エ 介護予防ケアマネジメント業務

■事業内容

- ・ 高齢者の自立を支援する介護予防ケアマネジメントの推進
- ・ 「要支援1」「要支援2」と認定された要支援認定者を対象に、主に主任介護支援専門員を含む介護支援専門員5人で介護予防給付に係る介護予防ケアマネジメントを実施

した。

- ・ 要支援者等を対象に、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けることができるよう関係機関と連携を図るとともに、地域支援事業や介護保険サービス等の利用により、高齢者自身が目標を持ち、要支援・要介護状態の予防や重症化の予防、改善を目的とした自立支援型の介護予防ケアマネジメントを実施した。

■今後の課題等

要支援認定者は、平成30年3月末現在で307人。予防給付の対象となる要支援者に対して、介護予防サービス計画を作成し、自立支援に向けた適切なサービス等の提供がなされるよう、介護支援専門員の人材育成及び人材確保、並びに関係機関との連絡調整を密に行う必要がある。

(表5) 予防給付実績

(単位：件)

年度	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計
H29	263	262	262	261	258	254	252	256	256	250	241	241	3,056
H28	270	272	268	268	254	260	259	257	253	258	256	260	3,135
増減	▲7	▲10	▲6	▲7	4	▲6	▲7	▲1	3	▲8	▲15	▲19	▲79

(2) 介護予防事業

ア 介護予防事業対象者把握事業

■事業内容

生活機能の低下で、要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められた高齢者に積極的な介護予防の取組を勧めるため、平成28年度は90歳未満の要介護未認定者400人を抽出し、郵送にて基本チェックリストを(表7)のとおり実施したが、平成29年度は、基本チェックリストを実施できなかった未返信者125人中67人に対し、職員が自宅を訪問して基本チェックリストを(表6)のとおり実施した。

その結果、介護予防事業の取組が必要な対象者36人に対して、「ころぼん体操教室」「ひまわり教室」などの参加案内を行うとともに、介護予防事業の普及啓発を行った。

さらに、平成29年度は「いきいきサロン」「ころぼん体操教室」の高齢者が集まる場所に職員が出向き、661人の高齢者を対象に基本チェックリストを実施し、その結果から介護予防事業が必要と判断された対象者298人に対しても同様に、各教室の案内を含めた介護予防事業の普及啓発を行った。

最終的に、平成29年度の介護予防事業の取組が必要な介護予防事業対象者は334人となった。

■今後の課題等

今後は、平成29年度に実施できなかった「いきいきサロン」「ころぼん体操教室」の参加者を対象に基本チェックリストを行いつつ、健康診断の未受診者についても対象者を拡大して実施し、基本チェックリスト結果の見方・説明を繰り返し行いながら、口腔・栄養・運動に対する一体的な取組を行っていく必要がある。

(表6) 介護予防事業対象者 (単位：人)

年 度	実施地区	基本チェックリスト実施者	介護予防事業対象者
ころばん体操教室	27	472	212
いきいきサロン	14	189	86
未返信者への訪問	-	67	36
合 計	41	728	334

(表7) 介護予防事業対象者数 (単位：人)

年 齢	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～90歳	合 計
H29年度	23	39	87	115	70	334
H28年度	64	63	105	135	33	400
増 減	▲ 41	▲ 24	▲ 18	▲ 20	37	▲ 66

※表中のH29年度「85～90歳」70人中14人は90歳以上の方が含まれています。

イ 通所型介護予防業務

■事業内容

- ・ 介護保険法の改正により、これまでの通所型介護予防事業であった「ひまわり教室」を一般介護予防事業として実施した。
- ・ 平成28年度に基本チェックリストを実施した結果、運動・口腔・栄養、閉じこもり・物忘れまたは、うつの項目で1項目以上の該当項目がある者や広報紙等で周知して申込みがあった者を対象とし、生活機能の低下を予防するため、①運動器の機能向上、②口腔機能向上、③栄養改善、④その他のプログラムを運動教室において複合的に実施して、「ひまわり教室」参加終了後も自宅で運動習慣を継続し、日常生活が送れるよう支援を行った。
- ・ 「ひまわり教室」は、平成29年7月から平成30年3月まで、年間を通し農村環境改善センターにて開催した。1クール16回とし、毎月、新規者が参加できるよう配慮して実施した。
- ・ 平成29年度の参加者は47人で、出席率81.6%（平成28年度88.7%）。平成25年度からの参加者は延べ510人となった。
- ・ 教室修了時の評価（第1～6クール）で筋力の維持・改善がみられ、参加者の運動への意欲高揚につながっていると同時に、介護予防への意識向上が図られた。

(表8) ひまわり教室の参加者状況 (単位：人)

年度	参加者	修了者	中断者	継続者
H29	47	35	7	5
H28	43	42	1	0
増減	4	▲ 7	6	

※H29年度の参加者5名は、途中から参加したため、H30年度へ継続中。

■今後の課題等

- 対象者は、基本チェックリストで1項目以上の該当があった者だけでなく、介護保険サービス未利用の要支援認定者が参加しているなど、身体状況に幅があり、教室プログラムや教室での移動等の対応に配慮が必要である。
- 参加者の3割程度は、「ひまわり教室」の終了後や参加途中から「ころばん体操教室」に参加しており、教室が終了となっても運動継続ができる環境にあるが、それ以外の者は、教室終了後の活動の場がないことが課題となっており、地域包括支援センターとしては、今後まころばん体操教室の実施地区を拡大しながら、教室修了者の受け皿づくりへの取組みの継続が必要な状況である。

ウ 一般介護予防事業（介護予防普及啓発事業）

※地域介護予防活動支援事業（地域づくりにより介護予防事業の推進）

■事業内容

- 高齢者が、いつまでも住み慣れた地域で元気で暮らせるよう、日常の中で健康づくりや介護予防に取り組める地域づくりを目指し、身近なところで気軽に参加できる介護予防の場として、住民主体の「ころばん体操教室」を実施した。平成29年度には新たに14地区でスタートし、実施地区は32地区、参加者は770人となった。平成30年3月13日には、「ころばん体操教室」の運営協力者の交流会も開催した。
- 平成29年9月に、ころばん体操の発案者である岡山県津山市の安本先生を講師に迎え、地域における「ころばん体操教室」の新規立ち上げや教室継続のための手法等についての研修会を開催した。
- 公民館で住民主体の「ころばん体操教室」を実施することで、住民の介護予防の意識が高まるとともに、地域住民同士の交流が生まれ、声かけや見守り活動など「互助」の活動の輪が広がっている。

■今後の課題等

- 参加者の中には、「1週間が待ち遠しい」という声が聞かれるところもあり、継続の効果が表れている。体力の維持向上だけでなく、他者との交流の楽しさを実感してもらい、教室開催の効果をPRしながら、活動の輪をさらに広げる必要がある。
- 開催5回目までの行政支援が終了した後は、住民主体でそれぞれ工夫した運営がなされているが、教室相互の情報交換を行うなど、継続開催に向けた支援を行う必要がある。

- ・ 冷暖房設備がない公民館等においては、暑い時期や寒い時期の高齢者の身体面への影響が心配される。

(表9) 地区別の実施状況

地区名	H29年度	H28年度	H27年度
大川・西目	8	3	1
鶴川内	5	3	0
市街地	6	6	1
赤瀬川	6	2	0
折多	1	0	0
脇本	6	4	0
合計	32	18	2

※ころばん体操は平成27年度から実施。

(3) 地域ケア会議の推進

■事業内容

- ・ 平成29年度は、支援困難事例についての個別ケア会議を4回開催し、介護保険サービス事業所・担当ケアマネージャー・地域住民等で情報を共有し、支援策について協議を行い、安心して生活できる環境整備に努めた。
- ・ 要支援の新規認定者、軽度者の福祉用具貸与に係る例外給付利用の申請、住宅改修費5万円以上の事例を対象にした個別地域ケア会議を毎週1回定期的に開催し、270件の支援策について検討を行った。多職種協働の検討を行うことによって、サービスの適正化や地域課題の把握等ができた。
- ・ 地域ケア会議代表者会を平成29年11月14日に開催し、個別地域ケア会議から把握した地域課題を提示し、社会資源開発や政策形成の検討を行った。

(4) 在宅医療・介護連携の推進

■事業内容

- ・ 地域包括ケアシステム構築の1つのツールである在宅医療・介護連携推進事業を、出水郡医師会に委託し、在宅医療介護支援センターを拠点に事業を推進している。
- ・ 超高齢化社会において、医療や介護が必要になっても、最期まで住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための住民の意識啓発活動を目的に、出水地区在宅医療推進連絡協議会と連携し、「在宅医療・介護フォーラムinあくね」を開催した。

○在宅医療・介護フォーラムinあくね

期 日：平成30年3月3日（土）

場 所：阿久根市民会館 大ホール

参加者：一般市民、医療・介護関係者など240人が参加

講 師：ナカノ在宅医療クリニック院長 中野 一司 先生

(5) 認知症施策の推進

■事業内容

- ・ 認知症に関する総合相談件数の増加から、認知症に対する正しい理解と知識の普及・啓発のため、「認知症予防講演会」を平成29年10月22日に開催した。参加者67人であった。
- ・ 認知症施策を推進するため、認知症地域支援推進員を配置し、「認知症カフェ」を開催した。開催回数は11回、延べ参加者136人であった。
- ・ 「キャラバン・メイト連絡会」を開催し、認知症サポーター養成講座に係る相互研修を実施した。
- ・ 平成29年度の「認知症サポーター養成講座」は、認知症キャラバン・メイトにより、事業所向け及び一般市民向けに10回開催し、認知症サポーター145人の養成を図った。
※阿久根市認知症サポーター 1,704人（平成30年3月末現在）
- ・ 認知症サポーターの「ステップアップ講座」を平成30年2月16日に開催した。参加者数26人であった。

■今後の課題等

- ・ キャラバン・メイトによる認知症サポーター養成も少しずつ定着してきている。今後も継続した取組が必要である。
- ・ 認知症に対する地域の理解や見守りを更に推進していくため、認知症に関する事業の普及啓発を図る必要がある。

(6) 生活支援体制整備事業

■事業内容

阿久根市社会福祉協議会に業務委託を行い、第1層1人、第2層2人の生活支援コーディネーターを配置し、地域資源や高齢者のニーズ把握に努めた。

■今後の課題等

- ・ 「いきいきサロン」「ころばん体操教室」の参加者からのニーズ把握はできていたが、自宅から外出する機会の少ない住民の聞き取りができていない。
- ・ 今後、平成29年度に把握した情報の整理を行うとともに、具体的な生活支援体制整備へ向け、平成30年度内に協議体を立ち上げ、事業を推進していく必要がある。

(7) 職員体制及び事務分掌

(平成30年3月末現在)

職名	人数	事務分掌	備考
所長	1人	地域包括支援センターの総括	介護長寿課長 兼務
地域包括支援係長	1人	庶務・予算・運営全般の掌握 介護予防事業 認知症地域支援ケア向上推進事業 介護予防給付及び介護予防ケアマネジメント業務等	職員 (保健師, 主任ケアマネ)
保健師	1人	介護予防事業 総合相談支援業務等 在宅医療・介護連携推進事業	職員
事務主任	1人	庶務, 契約に関すること	職員
社会福祉士	2人	権利擁護業務・総合相談支援業務 地域ケア会議 生活支援体制整備事業 認知症ケア向上事業 介護予防給付及び介護予防ケアマネジメント業務等	職員
主任 介護支援専門員	1人	介護支援専門員の指導・助言 介護予防給付及び介護予防ケアマネジメント業務等	嘱託職員
介護支援専門員	4人	介護予防給付及び介護予防ケアマネジメント業務等	嘱託職員
その他 (看護師等)	2人	認知症地域支援ケア向上推進に関する業務 介護予防対象者把握に関する業務 介護予防ケアマネジメントに関する業務	嘱託職員
合計	13人		

2 平成29年度 地域包括支援センターの歳入歳出決算状況

介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)

■歳入

(単位:円)

款	項	当初予算額	補正額	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額
1 介護サービス収入	1 介護予防給付費収入	12,703,000	▲ 1,984,000	10,719,000	13,485,700	13,485,700	0
	小計	12,703,000	▲ 1,984,000	10,719,000	13,485,700	13,485,700	0
3 繰入金	1 一般会計繰入金	1,241,000	▲ 1,241,000	0	0	0	0
	小計	1,241,000	▲ 1,241,000	0	0	0	0
4 繰越金	1 繰越金	1,000	1,698,000	1,699,000	1,699,305	1,699,305	0
	小計	1,000	1,698,000	1,699,000	1,699,305	1,699,305	0
5 諸収入	2 雑収入	49,000	0	49,000	25,194	25,194	0
	小計	49,000	0	49,000	25,194	25,194	0
歳入合計		13,994,000	▲ 1,527,000	12,467,000	15,210,199	15,210,199	0

■歳出

(単位:円)

款	項	当初予算額	補正額	予算現額	支出負担額	支出済額	配当予算額
1 総務費	1 総務管理費	12,977,000	▲ 1,607,000	11,370,000	10,435,232	10,435,232	934,768
	小計	12,977,000	▲ 1,607,000	11,370,000	10,435,232	10,435,232	934,768
2 介護予防サービス事業費	1 介護予防給付費事業費	917,000	80,000	997,000	453,016	453,016	543,984
	小計	917,000	80,000	997,000	453,016	453,016	543,984
3 予備費	1 予備費	100,000	0	100,000	0	0	100,000
	小計	100,000	0	100,000	0	0	100,000
歳出合計		13,994,000	▲ 1,527,000	12,467,000	10,888,248	10,888,248	1,578,752

3 平成30年度 地域包括支援センターの運営方針

I. 方針の策定

この「阿久根市地域包括支援センター運営方針」は、介護保険法第115条の47に基づき、地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営上の基本的考え方や業務推進の方針等を明確にするとともに、センター業務の円滑かつ効果的な実施に資するために策定する。

II. センターの設置目的

高齢者が要介護状態となっても可能な限り住み慣れた地域において生きがいをもって自立した日常生活が送れるよう「医療」「介護」「介護予防」「住まい」及び「生活支援サービス」が一体的に提供される地域包括ケアシステムを推進し、高齢者一人ひとりに合ったサービスや地域資源を活用しながら、いつまでもその人らしい生活ができるよう支援する必要がある。

センターは、その目的を達成するため、市民の心身における健康の保持及び生活の安定のために必要な相談・援助を行うとともに、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を図り、包括的に支援することを目的として設置する。

III. 運営上の基本的視点

1 地域包括ケアシステムの構築

市では、平成30年3月に策定の阿久根市高齢者保健福祉計画の基本理念「誰もが安心していきいきと暮らせるまち」のもとに4つの基本目標

- ① 地域包括ケアシステムの深化と推進
- ② 健康づくり・生きがいづくりからの介護予防
- ③ 生活支援体制の整備と充実
- ④ 介護保険制度の円滑な運営

を掲げている。この計画に基づき、関係機関と連携し、取組を進めるものとする。

2 地域におけるネットワークの活用

地域の住民、サービス利用者や介護サービス事業者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟なセンターの運営を行う。

支援を必要とする高齢者を見出し、高齢者が介護サービスや保健・福祉・医療サービス等を適切に利用できるよう、センターを中心に、介護サービス事業者、医療機関、民生委員児童委員、日常生活支援に携わるボランティア、その他地域における関係者と連携し、継続的な見守りを行いつつ、高齢者支援のためのネットワーク構築を図り、閉じこもり等による廃用症候群の予防に資するほか、虐待等困難事例について早期に発見し、介入あるいは、見守り活動を推進する。

3 チームアプローチによる推進

センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等はそれぞれの専門性を発揮するとともに、連携・協働しながら、相談者等の個々の事情や思いを十分に把握した上でチームとして検討・協議を行い、個別課題や地域課題の解決や活動の推進に努める。

4 市関係部局との連携

地域の高齢者の総合相談に対して、適切に保健福祉の推進が図れるよう、市関係部局と連携し、相談支援等を行うものとする。

5 公平・中立性の確保

センターは、市の介護・福祉行政の一躍を担う公的な機関として、公正かつ中立性を確保した事業運営を行うものとする。

6 センターの運営評価等

市は、地域包括支援センター運営協議会において、センターの運営に対する評価等を審議し、常にセンターの機能強化が図れるよう支援を行うものとする。

IV. センターの機能強化方針

1 機能強化の考え方

医療介護総合確保推進法により、「在宅医療・介護連携の推進」「認知症施策の推進」「地域ケア会議の推進」が求められ、さらには今後の高齢化の進展に伴い、多様化する相談に対応することによる業務量の増大等から、センターの機能強化が必要となっている。

より身近なところで相談支援ができる環境を整え、高齢者の在宅生活を包括的に支援できるネットワークの構築を進める。

2 センターの運営方針

(1) 事業計画の策定

センターは、地域の実情に応じて必要となる重点課題・重点目標を設定し、創意工夫した事業運営に努める。

また、事業計画は、市民に対しても分かり易く広報するものとする。

(2) 設置場所

地域住民や介護支援専門員、サービス事業者等の多様な関係者がアクセスしやすい市役所に事務所を設置する。

(3) 職員体制

職員体制は、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種及び高齢者人口に合わせて「阿久根市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例」の配置基準に基づき、職員を配置する。

(4) センターの職務

地域包括ケアシステムの構築のため、その中核機関としての役割を常に意識し、市における日常生活圏域全体のニーズ・課題を把握する。

また、日常生活圏域の実情に応じ、重点課題・重点目標を設定し、各圏域の特性に応じた事業運営を行う。

各年度の目標を設定し、目標達成に向けての事業運営に努めるとともに、年度ごとに目標に対する事業の評価を行う。

上記評価を地域包括支援センター運営協議会に諮り、その結果を踏まえ、次年度に向けた問題解決方法を検討する。

(5) **職員の姿勢**

地域に暮らす高齢者が住みなれた環境で自分らしい生活を継続させるための「自立支援」であることを念頭に置き業務を遂行する。

(6) **職員の資質の向上**

専門性の維持向上を目的に、研修会の開催や参加、参加後の情報共有などの取組を積極的に行う。

(7) **書類の整理**

年度ごとの事業計画・実績報告書を作成するとともに、相談記録や関係文書等の情報を適切に管理し、保管する。

(8) **苦情対応**

苦情を受けた場合は、その内容及び対応等を記録し、相談・報告など適切に対応する。

(9) **緊急時の体制**

センターの開設時間外においても、緊急時に連絡を取れるよう連絡体制や連絡網等を整備する。

(10) **個人情報の保護**

阿久根市情報公開条例及び阿久根市個人情報保護条例を遵守し、個人情報が業務に関係のない目的で使用されたり、不特定多数の者に漏れることのないように、相談記録や関係文書等を適切に管理するとともに、守秘義務を厳守し、個人情報の保護を徹底する。

V. 具体的な業務

1 介護予防ケアマネジメント業務

地域の高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるよう、本人ができることはできる限り本人が行うことを基本としつつ、適切なアセスメントのもと、本人の主体的な活動と生活の質の向上を目指すための支援に努める。

(1) **介護予防・日常生活支援総合事業**

第1号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）は、法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）のうち、施行規則140条の62の4第2号の厚生労働大臣が定める基準に該当する第1号被保険者（平成27年3月31日厚生労働省告示第197号に定める基本チェックリストに該当する者。以下「基本チェックリスト該当者」という。）に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境、その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス（第1号訪問事業）、通所型サービス（第1号通所事業）、その他生活支援サービス（第1号生活支援事業）等適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行う。

(2) 介護予防事業対象者把握事業及び支援

地域で開催されるサロンや高齢者学級、出前講座などの機会や地域からの情報等により基本チェックリストを実施し、将来、介護が必要となる可能性の高い高齢者を把握する。また、必要に応じ、介護予防に関する情報の提供や介護予防教室などを開催し、介護予防の取組を効果的に実施する。

(3) 一般介護予防

地域介護予防活動支援事業は、地域づくりによる介護予防事業として、高齢者が要介護状態等となることの予防や要介護状態等の軽減、悪化防止のため、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような住民主体の介護予防を推進する。

2 総合相談支援業務

(1) 地域におけるネットワークの構築

- ア センターの業務を適切に実施していくために、また業務への理解と協力を得るために、パンフレットや広報紙を作成し、様々な場所や関係機関への配布等を行うなどにより、地域住民及び関係者へ積極的に啓発を行う。
- イ 地域におけるネットワークを活用したニーズ発見機能、相談連絡機能、支援機能、予防機能が円滑に機能するよう、センターとしてのネットワークの構築及び整備を行う。
- ウ 構築したネットワーク及び既存のネットワークについて3職種で共有し、ネットワークが相互に連携できるよう意識した活動に取り組む。
- エ 地域の課題や住民への支援については、地域の関係者や関係機関と連携を図り、ネットワークを有効に活用した解決方法に取り組む。
- オ サービス事業所や専門相談機関等のマップを作成し、活用可能な機関・団体等の把握などを行う。

(2) 実態把握

- ア 地域の高齢者の心身の状況や家庭環境等について実態把握を行うことで、地域に存在する隠れた問題やニーズを発見し、早期対応できるよう取り組む。
- イ 地域住民や関係機関から、支援が必要な高齢者の情報収集を行う。

(3) 総合相談業務

- ア 初期対応を適切に行い、問題を明確にした上で、適切な機関・制度・サービス等につなげる。
- イ 関係機関からの様々な相談について、迅速に対応し、報告するなど連携を図ることにより信頼関係の構築に努める。
- ウ 相談記録を速やかに作成し、緊急時には担当者が不在であっても対応できる体制を整える。

(4) 困難事例への対応

「複雑な問題がある」「支援拒否や既存のサービスでは適切なものがない」などの困難事例を把握した場合は、実態把握のうえ、職員が連携して対応策を検討し、地域ケア会議

も活用しながら、対策を講じるものとする。

3 権利擁護業務

(1) 権利擁護に関する啓発

高齢者の虐待の防止や成年後見制度の活用，消費者被害の防止等に関する権利擁護について，関係機関・地域団体・各種事業所や住民等が理解を深め，権利侵害を防止するための啓発活動に取り組む。

(2) 高齢者虐待への対応

ア 地域住民や関係機関等と連携を密にすることにより，早期発見及び虐待防止に取り組む。

イ 通報や相談等を受けた場合には，「高齢者虐待の防止，高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき，速やかに当該高齢者の状況を把握し，福祉事務所と連携を図り適切に対応する。

ウ 虐待等から保護するため，老人福祉施設への措置が必要な場合には，福祉事務所との連携を図り支援する。

(3) 成年後見制度

ア 認知症などにより判断能力の低下がみられる場合には，適切な介護サービス利用や金銭管理，法的行為などの支援のため，成年後見制度の活用を支援する。

イ 成年後見制度の利用が必要と判断し，申立て可能な親族がいる場合には，関係機関の紹介等を行う。

ウ 成年後見制度の利用が必要と判断したが，申立て可能な親族がない場合等は，市長申立てへつなげる。

(4) 消費者被害防止

ア 消費生活相談員や警察等の関係機関と連携して，消費者被害事例に対応できる体制を整備する。

イ 地域団体・関係機関との連携のもと，消費者被害情報の把握を行い，情報伝達と適切な対応により，被害を未然に防ぐよう支援するとともに，被害の拡大を防止するため関係機関へ通報する。

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

(1) 包括的・継続的なケアマネジメント体制の構築

ア 地域における包括的・継続的なケアを提供するため，関係機関との連携体制を構築し，介護支援専門員と関係機関等との連携を支援する。

イ 地域の介護支援専門員が介護サービス以外の様々な社会資源を活用できるよう，情報の共有を図る。

(2) 介護支援専門員に対する支援・指導

ア 介護支援専門員の日常的業務の実施に関し，専門的な見地からの個別指導や相談への対応を行う。

- イ 介護支援専門員の資質の向上を図る観点から、関係機関とも連携のうえ、情報提供や事例検討会、研修会等を実施する。
- ウ 地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例について、具体的な支援方針を検討し、指導・助言等を行う。
- エ 地域の介護支援専門員が、日常的に円滑な業務が実施されるよう、介護支援専門員のネットワークを活用する。

5 認知症施策の推進

高齢者等が認知症になっても尊厳を保ち、地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域の住民等に対して、認知症についての正しい知識の普及啓発を行う。

また、認知症に早期から関わり、必要な医療や適切なサービスなどにつなぐことにより、重症化の予防に努めるため、認知症初期集中支援チームの設置する。

(1) 関係機関との連携

- ア 認知症の人やその家族を支えるため、関係機関と連携を取りながら継続的な支援を行う。
- イ 認知症疾患センターやかかりつけ医等、早期発見・早期対応に向けた医療との連携・協力体制を整備し、認知症の人やその家族に相談先等の情報提供を行う。

(2) 地域の体制づくり

- ア 地域住民や関係機関が、認知症の人やその家族を地域で支え、見守ることができる体制を構築するために、認知症に対する正しい知識の普及啓発等を行う。
- イ 地域のキャラバン・メイトと連携・協力し、自治会や事業所、小学生・中学生等対し、「認知症サポーター養成講座」を開催し、「認知症サポーター」を養成する。

(3) 認知症の人やその家族への支援

認知症の人やその家族が集える場所等を提供することで、介護相談に応じ、必要な知識や情報を提供することにより、介護負担を軽減し、在宅介護を継続できるよう支援を行う。

6 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

介護サービスに限らず、地域の保健、福祉、医療サービス及びボランティア活動、インフォーマルサービス等の様々な社会資源が有機的に連携する体制を構築する。

(1) 地域ケア会議の開催

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域における課題の検討及び施策の立案並びに提言を行うため、関係機関等と連携を図り、地域ケア会議を開催する。

ア 実務者会議、個別ケア会議

- ・介護支援専門員による高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援
- ・高齢者の実態把握や課題解決のためのネットワークの構築
- ・個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握

イ 代表者会議

- ・地域課題を地域住民で共有し、「地域で解決できる課題」「政策的な課題」を明らかにし、課題解決・政策形成を目指した取組を行う。

(2) 在宅医療・介護連携の推進

在宅医療介護支援センターと連携を図り、次の事業を展開することにより、在宅療養・看取りの推進に取り組む。

また、在宅医療・介護を支える関係者など多職種連携強化、在宅療養に向けての相談対応等、在宅医療・介護の基盤整備に努めることで、「最後まで自宅で過ごすことができるまちづくり」の推進に努める。

- ① 地域の医療・介護の資源の把握
- ② 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- ③ 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進
- ④ 医療・介護関係者の情報共有の支援
- ⑤ 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- ⑥ 医療・介護関係者の研修
- ⑦ 地域住民への普及啓発
- ⑧ 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

(3) 生活支援サービスの体制整備

高齢者が生きがいを持ちながら生活するためには、日常生活を支えていく生活支援サービスの体制整備を図っていくことが必要不可欠であり、多種多様なサービスの充実を図るため、生活支援コーディネーターを配置し、又はその活動を支える協議体等を設置することにより、高齢者の社会参加を推進し、生活支援サービスの充実を図っていく。

7 指定介護予防支援事業

「阿久根市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」に基づき、介護保険における予防給付の対象者が介護予防サービス等を適切に利用できるよう、その心身の状況やおかれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成する。

また、介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整などを行う。

指定居宅介護支援事業者へ業務の一部を委託する場合は、介護予防支援計画作成等に必要な助言・支援を行う。

(1) 予防給付のケアマネジメント（要支援認定者を対象）

- ア アセスメント、介護予防サービス支援計画作成、実施、モニタリング、評価の一連の支援経過について本人の自立促進をめざし、要介護への悪化を防止する。
- イ 介護予防プラン適正化の視点を持ったプラン検討会を引き続き開催する。

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント

第1号介護予防支援事業対象者についても適切なサービスが包括的かつ効果的に支援が受けられるよう必要な援助を行う。

8 職員体制及び事務分掌

(平成30年6月1日現在)

職名	人数	事務分掌	備考
所長	1人	地域包括支援センターの総括	介護長寿課長 兼務
地域包括支援係長	1人	庶務・予算・運営全般の掌握	職員
保健師	2人	介護予防事業 総合相談支援業務等 在宅医療・介護連携推進事業 認知症地域支援ケア向上推進事業	職員
事務主査	1人	庶務，契約に関すること	職員
社会福祉士	1人	権利擁護業務・総合相談支援業務 地域ケア会議 生活支援体制整備事業 介護予防給付及び介護予防ケアマネジメント業務等	職員
社会福祉士	※1人	介護予防給付及び介護予防ケアマネジメント業務等	職員 ※介護保険係 職員と兼務
主任 介護支援専門員	1人	介護支援専門員の指導・助言 介護予防給付及び介護予防ケアマネジメント業務等	嘱託職員
介護支援専門員	4人	介護予防給付及び介護予防ケアマネジメント業務等	嘱託職員
その他 (看護師等)	2人	認知症地域支援ケア向上推進に関する業務 介護予防対象者把握に関する業務 介護予防ケアマネジメントに関する業務	嘱託職員
合計	14人		

4 認知症初期集中支援チーム員名簿

平成30年6月1日現在

番号	職 種	氏 名	所 属	チーム員構成
1	医師 (認知症サポート医)	高野 卓二	鶴見医院	医師
2	保健師	猿楽 郁子	阿久根市地域包括支援センター	医療系職員
3	保健師	檜柑 久恵	阿久根市地域包括支援センター	医療系職員
4	看護師	桐原 照美	阿久根市地域包括支援センター	医療系職員
5	看護師	寺地 福代	阿久根市地域包括支援センター	医療系職員
6	社会福祉士	大迫 美希	阿久根市地域包括支援センター	介護系職員
7	主任介護支援専門員	寺地 三鈴	阿久根市地域包括支援センター	介護系職員
8	介護支援専門員	浦 素子	阿久根市地域包括支援センター	介護系職員
9	介護支援専門員	松崎 あつ子	阿久根市地域包括支援センター	介護系職員
10	介護支援専門員	下路 幸子	阿久根市地域包括支援センター	介護系職員
11	介護支援専門員	松ヶ野 祐子	阿久根市地域包括支援センター	介護系職員

■認知症初期集中支援チームとは

【目的】

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築することを目的とする。

【認知症初期集中支援チームとは】

複数の専門職が家族の訴え等により認知症 が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的（おおむね6ヶ月）に行い、自立生活のサポートを行うチームをいう。

配置場所
地域包括支援センター等
(診療所、病院
認知症疾患医療センター
市町村の本庁)

認知症初期集中支援チームのメンバー



【対象者】

40歳以上で、在宅で生活しており、かつ認知症が疑われる人又は認知症の人で以下のいずれかの基準に該当する人とする。

◆医療サービス、介護サービスを受けていない人、または中断している人で以下のいずれかに該当する人
(ア) 認知症疾患の臨床診断を受けていない人
(イ) 継続的な医療サービスを受けていない人
(ウ) 適切な介護保険サービスに結び付いていない人 (エ) 診断されたが介護サービスが中断している人

◆医療サービス、介護サービスを受けているが認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮している